

# 中野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について

## 1 計画の趣旨・経緯

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の新たな感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機への対策に関する基本方針や各段階において実施する措置、関係機関への役割等を示す計画
- 同法 8 条に規定される市町村行動計画として「中野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年 2 月に策定
- 新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、令和 6 年（2024年）月に「政府行動計画」が約10年ぶりに抜本的に改正されたことを受け、令和 7 年（2025年） 3 月に「長野県行動計画」が改定され、市行動計画においても、県行動計画に基づき改定を行った。

## 2 計画の目的

### (1)市民の生命及び健康の保護

- ・ 平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小化する。
- ・ 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチン接種体制を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる。

### (2)市民の生活及び地域経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえて適切に対策を切り替え、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。

## 3 対象とする疾患

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症（当該疾患にかかった場合の症状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

## 4 発生段階の考え方

- ・ 準備期（発生前の段階）
- ・ 初動期（新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）
- ・ 対応期
  - ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
  - ・ 感染が拡大し、病原体の症状等に応じて対応する時期
  - ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
  - ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

## 5 複数の対策項目に共通する横断的な視点

- ・ 人材育成
- ・ 国と地方公共団体との連携
- ・ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

## 6 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組【7項目】

- ・準備期、初動期、対応期に分けた取組とし、発生時に迅速に対応できるよう取組を充実
- ・感染状況に応じて、機動的に切り替えられるよう対応期を分けて取組を変更

対策項目	計画における主な施策	
	準備期（平時）	初動期・対応期
実施体制	関係機関との連携、人材の確保・育成や実践的な訓練	対策本部の設置の検討、人員体制の強化、迅速な情報収集・分析・政策判断
情報提供・共有リスクコミュニケーション	市民等への基本的対策等の情報提供・共有・リスクコミュニケーションができる体制整備	正確な情報の迅速な提供、リスクコミュニケーションの実施体制の強化
まん延防止	基本的な感染対策の周知・広報や有事の対応についての理解促進	業務継続計画に基づく対応、感染状況に応じた適切なまん延防止等重点措置の対応
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかな接種体制についての整理や必要な訓練の実施</li> <li>・DX推進による迅速かつ正確な接種記録等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場や医療従事者の確保等、接種体制の構築</li> <li>・特定接種対象者への同意に基づく接種</li> <li>・必要に応じた接種体制の拡充</li> <li>・健康被害救済制度の周知</li> <li>・接種対象者やスケジュール、有効性及び安全性、副反応及び対処法に関する情報発信</li> </ul>
保健	人材の確保及び連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の有事体制への応援</li> <li>・感染状況に応じた当該患者や濃厚接触者が日常生活を営むためのサービス又は物品の支給協力</li> </ul>
物資	感染症対策物資の備蓄、定期的な確認	新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の配布
市民生活及び地域経済の安定の確保	情報共有体制の整備、DXを活用した適切な仕組みの整備	感染状況に応じ、市民生活及び地域経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応